

社会福祉法人 鶴見あけぼの会  
評議員・役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴見あけぼの会の評議員、役員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員会・理事会等の出席報酬等)

第3条 評議員、役員または評議員選任・解任委員が評議員会、理事会または評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員の勤務報酬等)

第4条 役員の報酬については「役員報酬規程 別表」による。

2 理事長、及び月に8日以上業務にあたる役員に対しては、別表2により月額報酬を支払うことができる。

3 前項にあたる役員に対しては、別表1及び別表2に係る報酬及び実費弁償費並びに第6条に係る報酬支出は、これを行わないものとする。

4 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日に合わせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により旅費等を支払うことができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を現則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(その他)

第9条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は、平成29年10月1日より施行する。